

○北しりべし廃棄物処理広域連合個人情報保護法施行細則

制 定 令和5年3月30日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、北しりべし廃棄物処理広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第1号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、条例に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(法の施行に関し必要な事項)

第2条 法の施行に関し必要な事項は、小樽市個人情報保護法施行細則（令和5年小樽市規則第3号）の例による。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。